



## 国民健康保険にご加入の皆さまへ

### ◆国民健康保険被保険者証が更新されます

令和5年度の保険証の色は、紫色です。新しい保険証は、7月末までに世帯主宛てにお送りしますのでご確認をお願いします。有効期限が過ぎた保険証は、各自で処分してください。

### ◆70歳から74歳の方へ

現在、70歳から74歳までの国民健康保険に加入されている方に対し、被保険者証と高齢受給者証の2枚を交付していますが、被保険者の皆さまの利便性向上のため、令和5年8月1日から、被保険者証と高齢受給者証を一体化し、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

※被保険者証に負担割合が記載されます。

※70歳未満の被保険者の皆さまに交付する証は、従来と変わりありません。

### ◆各認定証の更新の時期です

現在交付中の限度額適用認定証などの有効期限は7月31日です。8月からも引き続き必要な方は、保険証をご持参のうえ、下記まで更新手続きをお願いします。

### ◆一部負担金の減免制度について

四万十町国保では、特別な事由により、医療機関などで支払う一部負担金の支払いが一時的に困難になった場合に、一部負担金の減免または徴収猶予できる制度があります。制度の利用を希望する方、または詳細を知りたい方は下記までお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

町民課 ☎22-3117  
大正地域振興局 町民生活課 ☎27-0112  
十和地域振興局 町民生活課 ☎28-5112

## 国民年金からのお知らせ

### 【国民年金保険料 納付のご案内】

令和5年4月～令和6年3月分の国民年金保険料は、月額16,520円です。日本年金機構から送られる納付書により、納付期限までに銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

### 【付加保険料制度について】

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申込が必要であり、申込をした月分から付加保険料を納めることになります。お手続きをご希望の方は、四万十町役場または高知西年金事務所へ速やかにお申し出ください。

### 【年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！】

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。お申込の際は、基礎年金番号の分かるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

ご予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」、または、お近くの年金事務所に、電話・来訪時にお申し出ください。

#### 【お問い合わせ先】

高知西年金事務所 ☎088-875-1717 町民課 ☎22-3117  
大正町民生活課 ☎27-0112 十和町民生活課 ☎28-5112



## 低所得世帯生活支援給付金



低所得世帯生活支援給付金は、エネルギー・食料品などの物価高騰による家計への影響が特に大きい低所得世帯の負担を軽減するため、住民税所得割非課税世帯を支援する給付金です。

#### 支給対象世帯

次の①および②に当てはまる方

#### 支給金額

1世帯あたり **3** 万円  
※当給付金は非課税となります。

① 令和5年7月1日時点で四万十町に住民票のある方の世帯

② 世帯全員の令和5年度「住民税の所得割が非課税」の世帯（住民税が課されている別世帯の扶養を受けている場合も支給対象となります）

住民税所得割が非課税とは、次の1または2に該当する方となります



税額で確認する場合は、住民税の課税額が5,500円以下の方が対象となります。

1 所得額 ≤ 所得控除額 の方

2 「1に該当しない方」で、所得額が下表に該当する方

| 扶養している親族の状況            | 所得額     |
|------------------------|---------|
| 単身または扶養親族がいない場合        | 45万円以下  |
| 配偶者または扶養親族（1名）扶養している場合 | 112万円以下 |
| 配偶者または扶養親族（2名）扶養している場合 | 147万円以下 |
| 配偶者または扶養親族（3名）扶養している場合 | 182万円以下 |
| 配偶者または扶養親族（4名）扶養している場合 | 217万円以下 |

※障害者・未成年・寡婦・ひとり親の場合は135万円以下

#### 給付金支給の方法

対象となる世帯に通知後、下記の口座に振り込みをさせていただきます。申請不要です。

（1）マイナンバーカードに登録した公金受取口座

（2）マイナンバーカードに公金受取口座を登録していない方は、これまでに同様の給付金を受け取られた口座

※（1）（2）に該当しない方は、申請などが必要になる場合があります。

#### 給付金支給の時期

8月中旬ごろから順次振り込みを開始します。

【お問い合わせ先】 税務課 ☎22-3116

### 農業を始めませんか？

## 新規就農相談会を開催します！



高南地域営農協議会では、新たに就農をお考えの方を対象に相談会を開催します。研修事業や支援制度・農業経営に関する経営開始前・経営開始後に必要な取り組みなどについて、個別に相談しませんか。

日時：8月10日（木） 13：30～（予約制）

場所：JA高知県四万十支所 2階 中ホール（四万十町榊山町586番地2）

※参加をご希望の方は、8月4日（金）までに下記まで事前の申し込みをお願いします。  
※上記日程の都合が悪い方も、まずは下記までお気軽にお問い合わせをお願いします。



### 就農に向けた支援事業等

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 研修など  | 担い手支援事業（青年農業者（専業シニア）支援区分・後継者育成支援区分） |
| ハウス導入 | 園芸用ハウス整備事業                          |
| 給付金など | 新規就農者育成総合対策事業、壮年就農給付金、農業後継者支援給付金    |
| その他   | 農地情報、農業制度資金、農業共済保険 など               |

【申込・お問い合わせ先】 農林水産課 ☎22-3113